

令和五年防衛省令第十四号

防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律施行規則
防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和五年法律第五十四号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律施行規則を次のように定める。

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 装備品製造等事業者による特定取組及び装備品移転仕様等調整等促進するための措置
第一節 装備品安定製造等確保計画（第二条）
— 第五条 —
第二節 装備品移転仕様等調整計画（第六条）
第十四条
第三節 指定装備品移転支援法人（第十五条）
第二十七条
第三章 装備品等契約における秘密の保全措置（第二十八条）
第四章 指定装備品製造施設等の取得及び管理の委託（第二十九条—第三十五条）

附則

第一章 総則

（定義）
第一条 この省令において使用する用語は、防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

第二章 装備品製造等事業者による特定取組及び装備品移転仕様等調整等促進するための措置

第一節 装備品安定製造等確保計画

（装備品安定製造等確保計画の認定の申請）
第二条 法第四条第一項の規定により装備品安定製造等確保計画の認定を受けようとする者（以下この条及び次条において「申請者」という。）は、次に掲げる取組に応じ、それぞれ次に定める様式による申請書を防衛大臣に提出しなければならない。

一 法第四条第一項第一号に掲げる取組

様式

第二

法第四条第一項第二号に掲げる取組

様式

第三

法第四条第一項第三号に掲げる取組

様式

第四

法第四条第一項第四号に掲げる取組

様式

第五

法第四条第一項各号に関する取組（サブプライヤー（防衛省と指定装備品等の調達に係る契約を締結している申請者に対し、当該指定装備品等の製造等のために、直接又は間接に、部品若しくは構成部品を供給し、又は役務を提供する装備品製造等事業者をいう。）が行う特定取組が申請者による当該指定装備品等の安定的な製造等の確保に資するよう、申請者が当該サブプライヤーに対し、必要に応じ、直接又は間接に指導、助言及び調整をするものに限る。）

様式第五

前項の申請書の提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一 申請者の定款の写し又はこれに準ずるもの及び申請者が登記をしている場合には、当該登記に係る登記事項証明書

二 申請者の最近三期間の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類を作成していない場合には、これらに準ずるもの）

三 申請者が次のいずれにも該当しないことを誓約する書類

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

ロ 法人でその役員のうち暴力団員等があるもの

ハ 暴力団員等がその事業活動を支配する者があるときは、次条第一項の審査のために必要及び前項の書類のほか、装備品安定製造等確保計画が法第四条第三項各号に掲げる要件に適合することを確認するために必要と認める書類の提出その他必要な協力を求めることができる。

四 法第四条第二項第五号の防衛省令で定める事項は、装備品安定製造等確保計画に係る特定取組を行うに当たり他の法令（外国の法令を含む。）の規定による免許、許可、認可、承認指定その他の処分又はこれらに類する行為（以下「免許等」という。）を必要とするものである場合には、当該免許等を受けたこと又は受けようとしていることを証する事項とする。

（装備品安定製造等確保計画の認定）

第三条 防衛大臣は、法第四条第一項の規定により同条第二項各号に掲げる事項が全て記載された装備品安定製造等確保計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第三項の定めを照らしてその内容を審査し、当該装備品安定製造等確保計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として二月以内に、申請者に様式第六による認定書を交付するものとする。

2 防衛大臣は、前項の審査において、提出を受けた装備品安定製造等確保計画に関し必要があると認めるときは、申請者に対し、当該装備品安定製造等確保計画の修正を求めるものとする。この場合において、当該申請者は、当該修正をした装備品安定製造等確保計画を防衛大臣に提出することができる。

3 防衛大臣は、申請者が前項の求めに応じないことその他の理由により法第四条第一項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第七による通知書を申請者に交付するものとする。

（装備品安定製造等確保計画の変更）

第四条 法第四条第一項の規定により認定を受けた装備品安定製造等確保計画（以下「認定装備品安定製造等確保計画」という。）について、法第六条第一項の規定により変更の認定を受けようとする認定装備品安定製造等確保事業者（以下この条において「変更申請者」という。）は、様式第八による申請書を防衛大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、既に防衛大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、当該申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

一 認定装備品安定製造等確保計画に従って行われる特定取組の実施状況を記載した書類
二 第二条第二項各号に掲げる書類
三 防衛大臣は、次項の審査のために必要があるときは、変更申請者に対し、第一項の申請書及び前項の書類（同項ただし書の規定により添付を省略することができるものを除く。）のほか、変更後の認定装備品安定製造等確保計画が法第六条第二項において準用する法第四条第三項各号に掲げる要件に適合することを確認するため必要と認める書類の提出その他必要な協力を求めることができる。

4 防衛大臣は、第一項の申請書の提出を受けた場合において、速やかに法第六条第二項において準用する法第四条第三項の定めを照らしてその内容を審査し、当該申請書に係る認定装備品安定製造等確保計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として二月以内に、変更申請者に様式第九による認定書を交付するものとする。

5 防衛大臣は、前項の審査において、認定の申請のあつた認定装備品安定製造等確保計画の変更に関し必要があると認めるときは、変更申請者に対し、当該変更の修正を求めるものとする。この場合において、当該変更申請者は、当該修正をした申請書を防衛大臣に提出することができる。

6 防衛大臣は、変更申請者が前項の求めに応じないことその他の理由により法第六条第一項の変更の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第十による通知書を変更申請者に交付するものとする。

（装備品安定製造等確保計画の軽微な変更）
第五条 法第六条第一項ただし書の防衛省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
一 氏名又は住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所（所在地）の変更）
二 認定装備品安定製造等確保計画の実施期間の六月以内の変更
三 認定装備品安定製造等確保計画を実施するために必要な資金の額及びその調達方法の変更であつて、当該資金の額について十パーセント未満の増減を伴うもの（当該資金の額について一億円以上の増減を伴うものを除く。）
四 前三号に掲げるもののほか、認定装備品安定製造等確保計画に記載されている内容の実質的な変更を伴わない変更
2 前項に規定する認定装備品安定製造等確保計画の軽微な変更を行つた認定装備品安定製造等確保事業者は、遅滞なく、様式第十一によりその旨を防衛大臣に届け出なければならない。
3 防衛大臣は、前項の届出を受けた場合において、当該届出に係る変更が認定装備品安定製造等確保計画に記載されている内容に実質的な変更を伴うものであると認めるときは、当該届出をした認定装備品安定製造等確保事業者に対し、当該認定装備品安定製造等確保計画の変更

について防衛大臣の認定を受けなければならない旨を告げるものとする。

第二節 装備移転仕様等調整計画

(装備移転仕様等調整の求め)

第六条 防衛大臣は、法第九条第一項の規定により装備品製造等事業者に対し、装備移転仕様等調整を求めるときは、様式第十二による要求書を当該装備品製造等事業者に交付するものとする。

第七条 法第九条第一項の規定により装備移転仕様等調整計画の認定を受けようとする者(以下この条及び次条において「申請者」という。)

は、様式第十三による申請書を防衛大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一 申請者の定款の写し又はこれに準ずるもの及び申請者が登記をしている場合には、当該登記に係る登記事項証明書

二 申請者の最近三期間の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書(これらの書類を作成していない場合には、これらに準ずるもの)

三 申請者が次のいずれにも該当しないことを誓約する書類

イ 暴力団員等

ロ 法人でその役員のうち暴力団員等があるもの

ハ 暴力団員等がその事業活動を支配する者があるときは、次条第一項の審査のために必要及び前項各号に掲げる書類のほか、装備移転仕様等調整計画が法第九条第三項各号に掲げる要件に適合することを確認するために必要と認められる書類の提出その他必要な協力を求めることができる。

4 法第九条第二項第五号の防衛省令で定める事項は、装備移転仕様等調整計画に係る装備移転仕様等調整を行うに当たり他の法令(外国の法令を含む。)の規定による免許等を必要とするものである場合には、当該免許等を受けたこと又は受けようとしていることを証する事項とする。

第八条 防衛大臣は、法第九条第一項の規定により同条第二項各号に掲げる事項が全て記載され

た装備移転仕様等調整計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第三項の定めを照らしその内容を審査し、当該装備移転仕様等調整計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、申請者に様式第十四による認定書を交付するものとする。

2 防衛大臣は、前項の審査において、提出を受けた装備移転仕様等調整計画に関し必要があると認めるときは、申請者に対し、当該装備移転仕様等調整計画の修正を求めるとする。この場合において、当該申請者は、当該修正をした装備移転仕様等調整計画を防衛大臣に提出することができる。

3 防衛大臣は、申請者が前項の求めに応じないことその他の理由により法第九条第一項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第十五による通知書を申請者に交付するものとする。

4 防衛大臣は、法第十条の規定により指定装備移転支援法人に通知するときは、様式第十六により、次に掲げる事項を通知するものとする。

一 認定の日付

二 装備移転仕様等調整計画認定番号

三 認定装備移転事業者の名称

第九条 法第十一条第一項の規定により認定装備移転仕様等調整計画の変更を受けようとする認定装備移転事業者(以下この条において「変更申請者」という。)は、様式第十七による「変更申請書」を防衛大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、既に防衛大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、当該申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

一 認定装備移転仕様等調整計画に従って行われる装備移転仕様等調整の実施状況を記載した書類

二 第七条第二項各号に掲げる書類

3 防衛大臣は、次項の審査のために必要があるときは、変更申請者に対し、第一項の申請書及び前項の書類(同項ただし書の規定により添付を省略することができるものを除く。)のほか、変更後の認定装備移転仕様等調整計画が法第九条第二項において準用する法第九条第三項各号に掲げる要件に適合することを確認するため

に必要と認める書類の提出その他必要な協力を求めることができる。

4 防衛大臣は、第一項の申請書の提出を受けた場合において、速やかに法第十一条第二項において準用する法第九条第三項の定めを照らしその内容を審査し、当該申請書に係る認定装備移転仕様等調整計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、変更申請者に様式第十八による認定書を交付するものとする。

5 防衛大臣は、前項の審査において、認定の申請のあった認定装備移転仕様等調整計画の変更に関し必要があると認めるときは、変更申請者に対し、当該変更の修正を求めるとする。この場合において、当該変更申請者は、当該修正をした申請書を防衛大臣に提出することができる。

6 防衛大臣は、変更申請者が前項の求めに応じないことその他の理由により法第十一条第一項の変更の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第十九による通知書を変更申請者に交付するものとする。

7 防衛大臣は、法第十一条第二項において準用する同法第十条の規定により指定装備移転支援法人に通知するときは、様式第二十により、次に掲げる事項を通知するものとする。

一 変更の認定の日付

二 変更後の装備移転仕様等調整計画認定番号

三 認定装備移転事業者の名称

第十条 法第十一条第一項ただし書の防衛省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 氏名又は住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地)の変更

二 認定装備移転仕様等調整計画の実施期間の六月以内の変更

三 認定装備移転仕様等調整計画を実施するために必要な資金の額及びその調達方法の変更であつて、当該資金の額について十パーセント未満の増減を伴うもの(法第十五条第三項第一号の規定により指定装備移転支援法人が認定装備移転事業者に交付する助成金の額の変更を除く。)

四 前三号に掲げるもののほか、認定装備移転仕様等調整計画に記載されている内容の実質的な変更を伴わない変更

2 前項に規定する認定装備移転仕様等調整計画の軽微な変更を行った認定装備移転事業者は、遅滞なく、様式第二十一により、その旨を防衛大臣に届け出なければならない。

3 防衛大臣は、前項の届出を受けた場合において、当該届出に係る変更が認定装備移転仕様等調整計画に記載されている内容に実質的な変更を伴うものであると認めるときは、当該届出をした認定装備移転事業者に対し、当該認定装備移転仕様等調整計画の変更について防衛大臣の認定を受けなければならない旨を告げるものとする。

4 防衛大臣は、第二項の届出を受けた場合において、当該届出に係る変更が第一項に規定する軽微な変更と認めるときは、遅滞なく、様式第二十二により、その旨を指定装備移転支援法人に通知しなければならない。

(実施状況の報告)

第十一条 認定装備移転事業者は、法第十二条の規定による防衛大臣の求めがある場合には、認定装備移転仕様等調整計画の実施状況を、様式第二十三により防衛大臣に報告しなければならない。

(装備移転仕様等調整の実施の支障時等の報告)

第十二条 認定装備移転事業者は、認定装備移転仕様等調整計画の実施に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、遅滞なく、防衛大臣にその旨を報告しなければならない。

(改善命令の方法)

第十三条 法第十三条に規定する命令は、様式第二十四の改善命令書により行うものとする。

(装備移転仕様等調整計画の認定の取消)

第十四条 防衛大臣は、法第十四条第一項の規定により認定装備移転仕様等調整計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第二十五による通知書を当該認定が取り消される認定装備移転事業者に交付するものとする。

2 防衛大臣は、法第十四条第一項の規定により認定装備移転仕様等調整計画の認定を取り消したときは、様式第二十六により、当該認定を取り消した日付、装備移転仕様等調整計画認定番号及び装備品製造等事業者の名称を指定装備移転支援法人に対して通知するものとする。

第三節 指定装備移転支援法人

(指定装備移転支援法人の指定の申請)

第十五条 法第十五条第一項の規定により指定を受けようとする法人(以下「申請法人」という。)は、様式第二十七による申請書に次に掲げる書類を添付して、これを防衛大臣に提出しなければならない。

一 定款の写し

二 登記事項証明書

三 役員及び装備移転支援業務に関する事務に従事する職員の氏名及び略歴を記載した書類

四 指定の申請に関する意思の決定を証する書類

五 装備移転支援業務の実施に関する基本的な計画

六 装備移転支援業務を適正かつ確実に実施できることを証する書類

七 申請法人が法第十五条第二項各号に該当しない旨を誓約する書類

八 役員が法第十五条第二項第一号に該当する者又は同項第三号に規定するいずれかの罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わら、若しくは執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者でない旨を当該役員が誓約する書類

九 申請法人の最近三期間の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書並びに最終の財産目録(これらの書類を作成していない場合には、これらに準ずるもの)

十 装備移転支援業務に関し知り得た秘密を確実に保持するために講ずる措置に関する書類

2 防衛大臣は、前項の申請書及び同項各号に掲げる書類のほか、申請法人が法第十五条第一項各号に掲げる要件に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。

3 法第十五条第一項第三号の防衛省令で定める基準は、装備移転支援業務に関して知り得た情報を適切に管理し、及び秘密を確実に保持するために必要な措置が講じられていることとする。

第十六条 (指定装備移転支援法人の業務) 指定装備移転支援法人は、基本方針の定めるところにより、装備移転支援業務を公正かつ適正に行わなければならない。

2 指定装備移転支援法人は、法第十五条第三項第二号に掲げる業務を行うに当たっては、相談

窓口を設置した上で、装備移転仕様等調整を実施しようとする者の照会及び相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行わなければならない。

(装備移転支援実施基準)

第十七条 防衛大臣は、法第十五条第四項の規定により装備移転支援実施基準を定めるに当たっては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 装備移転支援業務の具体的内容及び実施体制に関する事項

二 装備移転支援業務の実施方法に関する事項

三 装備移転支援業務に関する秘密の保持に関する事項

四 その他装備移転支援業務の実施に関し必要な事項

(指定装備移転支援法人の名称等の変更の届出)

第十八条 法第十六条第二項の規定による届出は、様式第二十八による届出書により行わなければならない。

(装備移転支援業務規程の認可の申請等)

第十九条 指定装備移転支援法人は、法第十七条第一項前段の規定により装備移転支援業務規程の認可を受けようとするときは、様式第二十九による申請書に当該認可に係る装備移転支援業務規程を添付して、これを防衛大臣に提出しなければならない。

2 指定装備移転支援法人は、法第十七条第一項後段の規定により装備移転支援業務規程の変更の認可を受けようとするときは、様式第三十による申請書に次に掲げる書類を添付して、これを防衛大臣に提出しなければならない。

一 変更する規定の新旧対照表

二 変更後の装備移転支援業務規程

三 変更に関する意思の決定を証する書類

第二十條 法第十七条第二項第一号ニの防衛省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 助成金の交付の方法及び実施体制に関する事項

二 助成金の交付の取消し及び返還に関する事項

三 その他助成金の交付に関し必要な事項

2 法第十七条第二項第三号の防衛省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 装備移転支援業務に関して知り得た秘密の保持に関する事項

二 法第十五条第三項第二号に掲げる業務に関する相談窓口の設置に関する事項

三 法第十五条第三項第一号に掲げる助成金の交付対象となる認定装備移転事業者に対する監査の実施に関する事項

(事業計画等の認可の申請等)

第二十一条 指定装備移転支援法人は、法第十九条第一項前段の規定により事業計画書及び収支予算書の認可を受けようとするときは、毎事業年度開始の一月前までに(法第十五条第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、様式第三十一による申請書に当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を添付して、これを防衛大臣に提出しなければならない。

2 指定装備移転支援法人は、法第十九条第一項後段の規定により事業計画書又は収支予算書の変更の認可を受けようとするときは、様式第三十二による申請書に変更後の事業計画書又は収支予算書を添付して、これを防衛大臣に提出しなければならない。

(事業報告書等の提出)

第二十二条 指定装備移転支援法人は、法第十九条第三項の規定により、毎事業報告書及び収支決算書を提出するときは、毎事業年度終了後三月以内に、貸借対照表を添付して、これを防衛大臣に提出しなければならない。

(区分経理の方法)

第二十三条 法第二十条の規定による区分経理の方法は、同条各号に掲げる業務のうち、二以上の業務に関連する収入及び費用について、その性質又は目的に従つて区分する等の適正な基準により行うものとする。

(帳簿の記載)

第二十四条 指定装備移転支援法人は、法第二十条の帳簿を一年ごとに閉鎖し、閉鎖後五年間保存しなければならない。

2 法第二十二條の防衛省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 装備移転支援業務の実施状況

二 法第十八条第二項の規定により国から交付された補助金の額の総額

三 法第十八条第二項の規定により国から交付された補助金の執行の状況

四 基金を運用して得た利子その他の収入金の総額

3 前項各号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることがで

きるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって第一項に規定する帳簿の保存に代えることができる。

(立入検査の証明書)

第二十五条 法第二十三条第一項の規定により立入検査をする職員の身分を示す証明書は、様式第三十三によるものとする。

(監督命令の方法)

第二十六条 法第二十四条に規定する命令は、様式第三十四の監督命令書により行うものとする。

(装備移転支援業務の引継ぎ)

第二十七条 法第二十五条第一項又は第二項の規定による指定の取消しに係る指定装備移転支援法人は、遅滞なく、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 防衛大臣が指定する指定装備移転支援法人に装備移転支援業務を引き継ぐこと。

二 防衛大臣が指定する指定装備移転支援法人に帳簿その他の装備移転支援業務に関する書類を引き継ぐこと。

三 防衛大臣が指定する指定装備移転支援法人に装備移転支援業務に係る財産(次号による納付に係る金額に相当するものを除く)を引き渡すこと。

四 交付を受けた補助金のうち、防衛大臣が定める金額を国庫に納付すること。

五 その他防衛大臣が必要と認める事項

第三章 装備品等契約における秘密の保全措置

(装備品等秘密の表示)

第二十八条 法第二十七条第二項に規定する表示は、様式第三十五によるものとする。

管理の委託

第二十九条 (施設委託管理業務規程の認可の申請等) 施設委託管理業務規程は、法第三十条第二項前段の規定により施設委託管理業務規程の認可を受けようとするときは、様式第三十六による申請書に当該認可に係る施設委託管理業務規程を添付して、これを防衛大臣に提出しなければならない。

2 施設委託管理者は、法第三十条第二項後段の規定により施設委託管理業務規程の変更の認可を受けようとするときは、様式第三十七による申請書に次に掲げる書類を添付して、これを防衛大臣に提出しなければならない。

- 一 変更する規定の新旧対照表
 - 二 変更後の施設委託管理業務規程
 - 三 変更に関する意思の決定を証する書類
- (施設委託管理業務規程の記載事項)
- 第三十条** 法第三十条第四項の防衛省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
- 一 施設委託管理業務の実施の方法に関する事項
 - 二 施設委託管理業務に関する書類の管理に関する事項
 - 三 管理を委託された指定装備品製造施設等(以下「受託指定装備品製造施設等」という。)において当該指定装備品等以外の製品(以下「他製品」という。)の製造等を行う場合には、当該他製品の製造等に関する事項
 - 四 その他施設委託管理業務の実施に関し必要な事項
- (事業報告書等の提出)
- 第三十一条** 施設委託管理者は、法第三十条第六項の規定により事業報告書及び収支決算書を提出するときは、毎事業年度終了後三月以内に、貸借対照表を添付して、これを防衛大臣に提出しなければならない。
- (区分経理の方法)
- 第三十二条** 施設委託管理者は、施設委託管理業務に係る経理について特別の勘定を設け、施設委託管理業務以外の業務に係る経理と区分して整理しなければならない。
- 2 施設委託管理者は、施設委託管理業務と施設委託管理業務以外の業務の双方に関連する収入及び費用については、適正な基準によりそれぞれの業務に配分して経理しなければならない。
- (監督命令の方法)
- 第三十三条** 法第三十条第八項に規定する命令は、様式第三十八の監督命令書により行うものとする。
- (防衛大臣の承認)
- 第三十四条** 施設委託管理者は、法第三十一条の規定により防衛大臣の承認を得ようとするときは、様式第三十九による申請書に、次に掲げる事項を記載して、これを防衛大臣に提出しなければならない。
- 一 製造等を行うおとす他製品
 - 二 他製品の製造等に必要となる受託指定装備品製造施設等の範囲
 - 三 他製品の製造等の方法
 - 四 他製品の製造等を行う期間の始期及び終期

- 2 防衛大臣は、前項各号に掲げる事項が全て記載された申請書の提出を受けた場合において、速やかに指定装備品等の製造等の目的の確実な達成の観点からその内容を審査し、法第三十一条の承認をするときは、その提出を受けた日から原則として二月以内に、申請者に様式第四十による通知書を交付するものとする。
 - 3 防衛大臣は、法第三十一条の承認をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第四十一による通知書を申請者に交付するものとする。
- (立入検査の証明書)
- 第三十五条** 法第三十二条第一項の規定により立入検査をする職員の身分を示す証明書は、様式第四十二によるものとする。
- 附 則**
- この省令は、令和五年十月一日から施行する。ただし、第二十八条の規定は、法附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日(令和六年四月一日)から施行する。

様式第一 (第2条第1項第1号関係)

様式第一 (第2条第1項第1号関係)

防衛大臣指定製造等備品申請書
(防衛省防衛大臣)

年 月 日

防衛大臣 殿

住 所
氏 名
代表者の氏名

申請者が調査する防衛品等の種類及び生産のための基礎的データに関する記録(令和五年法律第4号)第4条第1項第1号の規定に基づき、別紙の封筒について認定を交付する旨を申請します。

備考
欄の大小は、日本標準規格A4とす。

防衛大臣指定製造等備品申請書
(防衛省防衛大臣)

1. 申請者の名称

(注) 防衛大臣指定製造等備品申請書を作成し提出する場合は、別紙2に印刷が確認できるように、名称を記入すること。

2. 製造施設等事業所に係る事項

申請者の名称	
代表者の氏名又は名称	
代表者(申請者本人)の住所	
本住所	
製造施設等事業所とする防衛品等の所在地	
資本金(防衛大臣指定製造等)の総額	
申請期間の開始日	
交付申請する防衛品等の名称	
防衛大臣指定製造等(防衛大臣指定製造等)の総額	
防衛大臣指定製造等(防衛大臣指定製造等)の総額	
防衛大臣指定製造等(防衛大臣指定製造等)の総額	

申請者の連絡先

姓 名	
氏 名	
住 所	
Eメール	

(注) 1. 本項(申請書)欄は、申請者でなく製造施設等に記入すること。
(注) 2. 申請期間の開始日は申請書に、欄を空欄で記載すること。
(注) 3. 申請期間の開始日、申請期間の開始日等については申請書の記載すること。
(注) 4. 防衛大臣指定製造等(防衛大臣指定製造等)の総額は、防衛大臣指定製造等(防衛大臣指定製造等)の総額を記載すること。

3 定款の改定等の関係を図りとする附則等並びにその目録

(1) 附則等並びにその目録

--

(注1) 附則等の改定等並びにその目録は、この附則に記して置かれるものとする。
 (注2) 附則等の改定等並びにその目録は、この附則に記して置かれるものとする。

(2) 附則等並びにその改定等がなされた場合に発生する附則等の関係一覽

--

(注1) 附則等の改定等がなされた場合に、その改定等が決定したときに発生する附則等の関係一覽は、この附則に記して置かれるものとする。

4 附則等並びにその改定等の関係、附則等

--

(注1) 附則等の改定等がなされた場合に、その改定等が決定したときに発生する附則等の関係一覽は、この附則に記して置かれるものとする。
 (注2) 附則等の改定等がなされた場合に、その改定等が決定したときに発生する附則等の関係一覽は、この附則に記して置かれるものとする。

5 附則等の目的、見込まれる効果等

附則等の目的及び見込まれる効果	
附則等の種類	
目的達成に関する事項	
目標達成に関する関係・経緯等	

(注1) 附則等の改定等がなされた場合に、その改定等が決定したときに発生する附則等の関係一覽は、この附則に記して置かれるものとする。
 (注2) 附則等の改定等がなされた場合に、その改定等が決定したときに発生する附則等の関係一覽は、この附則に記して置かれるものとする。
 (注3) 附則等の改定等がなされた場合に、その改定等が決定したときに発生する附則等の関係一覽は、この附則に記して置かれるものとする。
 (注4) 附則等の改定等がなされた場合に、その改定等が決定したときに発生する附則等の関係一覽は、この附則に記して置かれるものとする。

6 附則等の内容及び実施時期

実施時期（予定）	内容的な実施内容

(注1) 附則等の改定等がなされた場合に、その改定等が決定したときに発生する附則等の関係一覽は、この附則に記して置かれるものとする。
 (注2) 附則等の改定等がなされた場合に、その改定等が決定したときに発生する附則等の関係一覽は、この附則に記して置かれるものとする。

7 附則等に必要となる資金及びその調達方法等

経費部	金額	調達方法
内 部		
外 部		

(注1) 本附則に記した経費部は、事業計画及びその実施内容に記した経費部であり、附則等に必要となる資金の調達方法、その金額及びその調達方法については、事業計画に記して置かれるものとする。
 (注2) 附則等に記した経費部は、事業計画に記した経費部であり、その金額及びその調達方法については、事業計画に記して置かれるものとする。
 (注3) 附則等に記した経費部は、事業計画に記した経費部であり、その金額及びその調達方法については、事業計画に記して置かれるものとする。

8 個人事業主の経費

経費の種類（主たる）	金額	経費	経費の種類
経費の種類（主たる）			

(注1) 経費の種類（主たる）は、事業計画に記した経費の種類であり、その金額及びその調達方法については、事業計画に記して置かれるものとする。
 (注2) 経費の種類（主たる）は、事業計画に記した経費の種類であり、その金額及びその調達方法については、事業計画に記して置かれるものとする。

4. 特定目的等に関する説明、説明書

--

(注) 横交を斜線で記載すること。

5. 特定目的の目的、達成される効果等

特定目的の目的及び達成される効果	
目的達成に関する指標	
目的達成に関する指標・測定等	

(注1) 特定目的等に関する説明等については、その旨に照らして記載すること。
 (注2) 特定の目的等に関する説明等については、当該目的等に関する説明等に記載すること。
 (注3) 特定目的等に関する説明等に関する参考資料がある場合は、当該資料を添付すること。

6. 特定目的の内容及び実施期間

実施時期（予定）	具体的な実施内容

(注1) 事業継続等に関する実施内容が掲載されている場合は、当該事業等に関する内容については記載すること。
 (注2) 実施内容が掲載されている場合は、当該実施内容に関する内容を添付すること。

7. 特定目的に必要な資金の調達及びその調達方法等
 (1) 特定目的に必要な資金及びその調達方法等 (単位：円)

調達時期(年)	調達方法	調達金額

(注1) 本欄には、特定目的等に関する説明等及び目的達成に関する説明等に記載すること。特定目的等に関する説明等に記載されている内容については、当該説明等に記載すること。
 (注2) 特定目的等に関する説明等に記載されている内容については、当該説明等に記載すること。
 (注3) 特定目的等に関する説明等に記載されている内容については、当該説明等に記載すること。
 (注4) 特定目的等に関する説明等に記載されている内容については、当該説明等に記載すること。
 (注5) 特定目的等に関する説明等に記載されている内容については、当該説明等に記載すること。

様式第七（第3条第3項関係）

医薬品安定製造等確保計画不認定通知書

番号 年 月 日

(申請者) 殿

所属先

年 月 日付で申請のあった医薬品安定製造等確保計画について、下記の場合により認定をしないものとしましたので通知します。

記

- 1 申請された医薬品安定製造等確保計画の名称
2 不認定の理由

備考

この通知に対して不服があるときは、自署不審審査課（〒106-8555東京都港区有明1-9-1）の検閲により、この処分が不当であることを知った日から起算して30日以内に、添付書類として書面請求することとなります（注1）。処分が不当であることを知った日から起算して30日以内で、処分が不当であることを知った日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由がない限り、審査請求をすることができません（注2）。

また、この処分に対して異議のある者の権利を侵害する場合には、行政事件訴訟法（昭和37年法律第111号）の規定により、この処分があったことを知った日から起算して6か月以内、裁判を提起して、処分が不当であることを争うことができます（注3）。処分が不当であることを知った日から起算して6か月以内であっても、他の行政事件法に規定して1年を経過した場合は、正当な理由がない限り、処分の取消しの請求を提起することができません（注4）。

備考

期日の次は、日本標準時A4とす。

様式第八（第4条第1項関係）

医薬品安定製造等確保計画変更認定申請書

年 月 日

所属先 殿

自 席 名 姓 代表者の氏名

申請者が開催する医薬品等の開発及び生産のための基礎の強化に関する法律（令和5年法律第54号）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり、医薬品安定製造等確保計画の変更の認定を付したについて申請します。

記

- 1 医薬品安定製造等確保計画認定番号
2 変更事項
3 変更事項の内容
4 変更理由
5 届付を省略する書類

Table with 2 columns: 変更前, 変更後

備考

- 1 届付の次は、日本標準時A4とす。
2 「変更事項の内容」については、変更前と変更後を別記して記載する。
3 届付書は1枚限りとする。1枚につき変更前の1枚のみ、届付を省略する書類に該当する場合は届付を省略できる。

届付書情報

届付書情報

Table with 2 columns: No, 届付書情報

様式第九（第4条第4項関係）

医薬品安定製造等確保計画変更認定書

番号 年 月 日

(認定医薬品安定製造等確保事業者) 殿

所属先

年 月 日付で申請のあった医薬品安定製造等確保計画の変更について、申請者が開催する医薬品等の開発及び生産のための基礎の強化に関する法律（令和5年法律第54号）第6条第2項において規定する同法第4条第3項の規定に基づき、これを認定します。

記

- 1 変更前の医薬品安定製造等確保計画認定番号
2 変更後の医薬品安定製造等確保計画認定番号
3 変更申請者の名称及び代表者の氏名
4 変更申請者の住所
5 その他特記事項

備考

期日の次は、日本標準時A4とす。

様式第十 (第4条第6項関係)

様式第十 (第4条第6項関係)
 製品安定製造等確保計画の変更不認定通知書

番 号
 年 月 日

(認定製品安定製造等確保事業者) 殿
 防衛大臣

貴 社 様
 年 月 日付で申請のあった製品安定製造等確保計画の変更について、下記の理由により認定をしないものとして申し渡すこととします。

記

- 1 製品安定製造等確保計画認定番号
- 2 不認定の理由

(備考)
 この通知に対して不服があるときは、自衛隊建設法(平成26年法律第48号)の規定により、この通知があったことを知った日の翌日から起算して30日以内、防衛大臣に対して書面請求をすることがあります(当該通知があったことを知った日の翌日から起算して30日以内)であっても、通知の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。)

(備考)
 この通知に対して不服がある事業者が審査請求する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第119号)の規定により、この通知があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内、裁判所を通じて、通知の取消しを請求することができます(当該通知があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内)であっても、通知の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由がない限り、通知の取消しを請求することができなくなります。)

(備考)
 附随の文書は、日本国書翰A4とします。

様式第十一 (第5条第2項関係)

様式第十一 (第5条第2項関係)
 製品安定製造等確保計画変更届出書

年 月 日

防衛大臣 殿
 任 務
 名 称
 代表者の氏名

製品安定製造等確保計画の解除変更について、防衛省が認定する製品品等の種類及び生産のための基礎となる技術(令和5年法律第48号)第5条第1項ただし書及び防衛省が認定する製品品等の種類及び生産のための基礎となる技術(令和5年法律第48号)第5条第2項の規定に基づき、下記のとおり変更届出を行います。

記

- 1 製品安定製造等確保計画認定番号
- 2 変更事項
- 3 変更事項の内容等

変更後	変更前

(備考)
 1 附随の文書は、日本国書翰A4とします。
 2 「変更事項の内容等」については、変更前と変更後を併記して記載する。

様式第十二 (第6条関係)

様式第十二 (第6条関係)
 製品防振社等調整の実施に係る変更書

番 号
 年 月 日

(製品製造等事業者) 殿
 防衛大臣

防衛省が認定する製品品等の種類及び生産のための基礎となる技術(令和5年法律第48号)第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり製品防振社等調整の実施を求めます。

記

- 1 振動対象物の内容及び当該振動対象物に係る製品品等の品目
- 2 振動検知を受けられる見込まれる外国政府
- 3 従事する製品防振社等調整の概要
- 4 製品防振社等調整の実施時期

(備考)
 附随の文書は、日本国書翰A4とします。

様式第十三 (第7条第1項関係)

様式第十三 (第7条第1項関係)
 製品防振社等調整計画認定申請書

年 月 日

防衛大臣 殿
 任 務
 名 称
 代表者の氏名

防衛省が認定する製品品等の種類及び生産のための基礎となる技術(令和5年法律第48号)第5条第1項の規定に基づき、振動の抑制について認定を申請いたします。

(備考)
 附随の文書は、日本国書翰A4とします。

添付書類

1	申請者の定款の写し又はこれに準ずるもの及び申請者が提出している場合には、当該定款に係る登記簿記載簿
2	1. 申請者の定款に記載の事業目的の写し、登記簿記載簿及び附録目録書（これらの書類を併せて「定款」として準ずるもの） 2. 申請書の提出の日付に該当しないことを管轄する審判官（注）が附録目録による不相当行為の発生を認め得る法律（平成3年法律第77号）第2条第9号第1項に規定する最長の執行及び控訴に規定する最長の期間でこの日から起算して1年（以下「最長期間」という。） 3. 法人でその役員が2人以上の役員等があるもの 4. 登記簿記載簿等その事業活動を支配する者 5. 役員等が職務に必要となる資金の見積りに関し、当該役員等

様式第十四（第8条第1項関係）

様式第十四（第8条第1項関係）

登録簿に記録等調整計画認定書

番 号
年 月 日

（申請者） 殿

労働大臣

年 月 日付で申請があった下記の登録簿に記録等調整計画について、労働者が調査する貨物等の種類及び処理のための基礎の強化に関する法律（平成3年法律第74号）第4条（第3条第3項の範囲に限り）を、これに基づきます。

記

- 1 登録簿に記録等調整計画認定番号
- 2 申請された登録簿に記録等調整計画の名称
- 3 申請者の名称及び代表者の氏名
- 4 申請者の住所
- 5 その他特記事項

備考
附録の大きさ11、日本縦書きA4とします。

様式第十五（第8条第3項関係）

様式第十五（第8条第3項関係）

登録簿に記録等調整計画不認定通知書

番 号
年 月 日

（申請者） 殿

労働大臣

年 月 日付で申請があった登録簿に記録等調整計画について、下記の理由により不認定をしないものとしましたので通知します。

記

- 1 申請された登録簿に記録等調整計画の名称
- 2 不認定の理由

備考
この通知は、して不届があるとき、行政不服審査法（平成26年法律第96号）の規定により、この通知の日から起算して30日以内に、労働法に對して審査請求をするときは、この通知の日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由がない限り、審査請求がなされることができません。
また、この通知は、して不届があるとき、行政不服審査法（平成27年法律第97号）の規定により、この通知の日から起算して30日以内に、労働法に對して不届があるときは、この通知の日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由がない限り、審査請求がなされることができません。また、この通知は、して不届があるとき、行政不服審査法（平成27年法律第97号）の規定により、この通知の日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由がない限り、審査請求がなされることができません。

備考
附録の大きさ11、日本縦書きA4とします。

様式第十六（第8条第4項関係）

様式第十六（第8条第4項関係）

登録簿に記録等調整計画認定通知書

番 号
年 月 日

（指定登録簿に記録等調整計画認定書） 殿

労働大臣

労働者が調査する貨物等の種類及び処理のための基礎の強化に関する法律（平成3年法律第74号）第4条（第3条第3項の範囲に限り）を、これに基づきます。下記のとおり通知します。

記

- 1 認定の日付
- 2 登録簿に記録等調整計画認定番号
- 3 認定登録簿に記録等調整計画の名称
- 4 その他特記事項

備考
1 附録の大きさ11、日本縦書きA4とします。
2 認定登録簿及びその添付書類の写しを添付する。

様式第十七（第9条第1項関係）

協賛株式会社等調整計画変更認定申請書

年 月 日

申請人 氏 名

住 所

代表者の氏名

申請者が調整する協賛品等の種類及び生産のための基礎の強化に関する法律（令和5年法律第54号）第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり、協賛株式会社等調整計画の変更を認定受けたいので申請します。

記

1 協賛株式会社等調整計画認定番号

2 変更事項

3 変更事項の内容

変更後	変更前

4 変更理由

5 届付を完了する時期

備考
1 申請の大きさは、日本産業規格A4とする。
2 変更事項の内容については、変更認定受理後を以てして記載する。
3 提出期限が異なる申請のうち、申請変更の早いものは、届付を受理する期間に当該届の上で当該届の届付を受理できる。

届付書類目録

届付書類

1	変更後の協賛株式会社等調整計画 認定協賛株式会社等調整計画に従って行われる協賛株式会社等調整 の実施状況を記載した書類
2	申請書の記載の項に入力した項目に関するもの及び申請者が登記をして いる場合には、当該登記に係る登記事項証明書
3	申請書の記載3項の申請書の写し、協賛品強化に関する法律 に基づきの協賛品強化に関する通知書、上記に添付するもの
4	申請書の記載の項に「特許」を記載していることを証明する書類
5	申請書の記載の項に「特許」を記載していることを証明する書類 （注）特許権は日本国内の特許権に限るものとする（平成30年法律 第77号）第9条第6号に規定する権利又は特許に規定する 権利に限るものとする。
6	協賛品強化に関する通知書の写し（協賛品強化に関する法律 第11条第1項第1号に規定するもの）
7	協賛品強化に関する通知書の写し（協賛品強化に関する法律 第11条第1項第2号に規定するもの）
8	協賛品強化に関する通知書の写し（協賛品強化に関する法律 第11条第1項第3号に規定するもの）

様式第十八（第9条第4項関係）

協賛株式会社等調整計画変更認定書

番 号
年 月 日

(認定協賛品事業者) 氏 名

協賛大臣

年 月 日付で申請があった協賛株式会社等調整計画の変更につ
いて、申請者が調整する協賛品等の種類及び生産のための基礎の強化に関する法律
(令和5年法律第54号)第11条第2項において適用する協賛品強化第3項の規
定に基づき、これを認定します。

記

1 変更前の協賛株式会社等調整計画認定番号

2 変更後の協賛株式会社等調整計画認定番号

3 変更申請者の名称又は変更後の代表者の氏名

4 変更申請者の住所

5 その他特記事項

備考
1 申請の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第十九（第9条第6項関係）

協賛株式会社等調整計画の変更不認定通知書

番 号
年 月 日

(認定協賛品事業者) 氏 名

協賛大臣

年 月 日付で申請があった協賛株式会社等調整計画の変更につ
いて、下記の理由により認定しないものとしましたので通知します。

記

1 協賛株式会社等調整計画認定番号

2 不認定の理由

備考
この通知書について取りあはざるときは、行政不服審査法（平成25年法律第60号）の規定によ
り、この通知書の内容を不服審査の対象として不服審査を行うことができます。不服審査は、申請書の提出から起算して3か月以内、申請書が提出された日から起算して3か月以内
で行うことができます。不服審査の請求は、申請書の提出から起算して1年を超えない範囲内、正当な理由がない限り、申請書の提出から起算して1年を超えない範囲内で行うことができます。
また、この通知書について取りあはざるときは、行政不服審査法（平成25年法律第60号）の規定によ
り、この通知書の内容を不服審査の対象として不服審査を行うことができます。不服審査は、申請書の提出から起算して3か月以内、申請書が提出された日から起算して3か月以内
で行うことができます。不服審査の請求は、申請書の提出から起算して1年を超えない範囲内、正当な理由がない限り、申請書の提出から起算して1年を超えない範囲内で行うことができます。

備考
1 申請の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第二十（第9条第7項関係）
 労働者派遣等調整計画の変更認定通知書

番 号
 年 月 日

（指定労働者派遣法） 規 則
 労働大臣

労働者が派遣する労働品等の増減及び生産のための基礎の強化に関する法律（労働者派遣法等）第14条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、同法第13条第2項において準用する同法第10条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 変更の認定の日付
- 2 変更後の労働者派遣等調整計画認定番号
- 3 認定労働者派遣事業者の名称
- 4 その他特記事項

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とす。
- 2 認定申請書及びその添付書類の写しを添付する。

様式第二十一（第10条第2項関係）
 労働者派遣等調整計画変更届出書

年 月 日

労働大臣 規 則
 労働大臣 規 則
 代表者の氏名

労働者派遣等調整計画の変更について、労働者が派遣する労働品等の増減及び生産のための基礎の強化に関する法律（労働者派遣法等）第14条第1項ただし書及び労働者が派遣する労働品等の増減及び生産のための基礎の強化に関する法律（労働者派遣法等）第14条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、下記のとおり届出します。

記

- 1 労働者派遣等調整計画認定番号
- 2 変更事項
- 3 変更事項の内容

変更後	変更前

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とす。
- 2 変更事項の届出については、変更認定申請書と併せて記載する。
- 3 変更後の労働者派遣等調整計画の写しを添付する。

様式第二十二（第10条第4項関係）
 労働者派遣等調整計画変更届出に係る通知書

番 号
 年 月 日

（指定労働者派遣法） 規 則
 労働大臣

労働者派遣等調整計画の変更について、労働者が派遣する労働品等の増減及び生産のための基礎の強化に関する法律（労働者派遣法等）第14条第1項ただし書及び労働者が派遣する労働品等の増減及び生産のための基礎の強化に関する法律（労働者派遣法等）第14条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、下記のとおり届出ありましたので通知します。

記

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とす。
- 2 労働者派遣等調整計画変更届出及びその添付書類の写しを添付する。

様式第二十三（第11条関係）
 労働者派遣等調整計画変更届出状

年 月 日

労働大臣 規 則
 労働大臣 規 則
 代表者の氏名

労働者が派遣する労働品等の増減及び生産のための基礎の強化に関する法律（労働者派遣法等）第14条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、労働者派遣等調整計画の変更届出状を下記のとおり届出します。

記

- 1 労働者派遣等調整計画認定番号
- 2 労働者派遣等調整計画の変更状況
- 3 実施した労働者派遣等調整計画の内容

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A4とす。

様式第二十四（第13条関係）

様式第二十四（第13条関係）

投資権転仕組等調整計画に係る改選命令書

番号
年 月 日

（特定投資権転事業者） 殿 投資権大臣

投資者が調書する書類品等の種類及び生産のための基礎的施設に関する法律（令和5年法律第54号）第13条の規定に基づき、下記のとおり存命します。

記

- 1 投資権転仕組等調整計画認定番号
- 2 改選命令の内容
- 3 改選命令の理由

備考

この部分において不備があるときは、自政庁（第4号）の規定により、この部分の欠乏を補正する旨の通知が送附される。この通知を受けた日から起算して2週間以内、投資者が訂正を提出し、訂正が認められない限り、この通知を受けた日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由がない限り、審判請求をすることができなくなります。

また、この部分において訂正を求められた事項を訂正する旨の通知は、投資者が訂正を提出し、訂正が認められない限り、この通知を受けた日から起算して2週間以内、訂正が認められない限り、この通知を受けた日から起算して1年を経過するものとします（注）。訂正が認められたときは、この通知を受けた日から起算して6か月以内であり、この通知を受けた日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由がない限り、この通知を受けた日から起算して1年を経過するものとすることができます。

備考

用紙の大きさは、日本標準規格A4とします。

様式第二十五（第14条第1項関係）

様式第二十五（第14条第1項関係）

投資権転仕組等調整計画認定取消通知書

番号
年 月 日

（特定投資権転事業者） 殿 投資権大臣

投資者が調書する書類品等の種類及び生産のための基礎的施設に関する法律（令和5年法律第54号）第14条第1項の規定に基づき、投資権転仕組等調整計画認定取消を命じ、下記のとおり存命します。

記

- 1 認定を取り消した投資権転仕組等調整計画認定番号
- 2 認定を取り消した理由

備考

この部分において不備があるときは、自政庁（第4号）の規定により、この部分の欠乏を補正する旨の通知が送附される。この通知を受けた日から起算して2週間以内、投資者が訂正を提出し、訂正が認められない限り、この通知を受けた日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由がない限り、審判請求をすることができなくなります。

また、この部分において訂正を求められた事項を訂正する旨の通知は、投資者が訂正を提出し、訂正が認められない限り、この通知を受けた日から起算して2週間以内、訂正が認められない限り、この通知を受けた日から起算して1年を経過するものとします（注）。訂正が認められたときは、この通知を受けた日から起算して6か月以内であり、この通知を受けた日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由がない限り、この通知を受けた日から起算して1年を経過するものとすることができます。

備考

用紙の大きさは、日本標準規格A4とします。

様式第二十六（第14条第2項関係）

様式第二十六（第14条第2項関係）

投資権転仕組等調整計画認定取消通知書

番号
年 月 日

（特定投資権転支援法人） 殿 投資権大臣

投資者が調書する書類品等の種類及び生産のための基礎的施設に関する法律（令和5年法律第54号）第14条第2項の規定に基づき、投資権転仕組等調整計画認定を取り消す旨の通知を送付し、下記のとおり存命します。

記

- 1 認定を取り消した日付
- 2 認定を取り消した投資権転仕組等調整計画認定番号
- 3 認定を取り消された認定投資権転事業者の名称
- 4 認定を取り消した理由

備考

用紙の大きさは、日本標準規格A4とします。

様式第二十七（第15条第1項関係）

様式第二十七（第15条第1項関係）

認定投資権転支援法人認定申請書

年 月 日

投資権大臣 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

投資者が調書する書類品等の種類及び生産のための基礎的施設に関する法律（令和5年法律第54号）以下（以下）という。）第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり存命します。

記

- 1 投資権転支援業務を行う事業所の所在地
- 2 投資権転支援業務を開始しようとする年月日
- 3 組織の種類
- 4 業務の内容及び実施体制

備考

- 1 用紙の大きさは、日本標準規格A4とします。
- 2 申請書の送り先は「投資権転支援」の欄に記載された「投資権転支援業務の担当者」の氏名と住所に記入してください。

附行書類目録

添付書類

1	申請法人の定款の写し及び発起事項説明書
2	役員及び監事候補者推薦書等に附する事項に必要とする職務の氏名及び職階を記載した書類
3	指定が申請に際する意思の決定を証する書類
4	公開募集又は募集以外の方法による募集に関する基本方針書
5	公開募集又は募集以外の方法による募集に関する募集要項
6	申請法人が法律第5条第2項第5号に該当しない旨を掲げる書類
7	役員が法律第17条第2項第1号に該当する者又は同項第3号に規定する「特約の事項を担い、肩に専らそれ、その履行を専ら、若しくは専らに専らすることのない」といふ旨を記載して2年を経過しない旨を記載した旨を当該役員が認める書類
8	申請法人が法律第17条第2項第2号に該当する旨を記載し、かつ、これらに準ずるもの
9	公開募集又は募集以外の方法による募集を撤回し、知り得る範囲に保持するために譲渡する書類に附する書類

様式第二十八（第18条関係）

様式第二十八（第18条関係）

指定公開募集又は募集以外の方法による募集申請書

年 月 日

申請人氏 名

住 所
名 称
代表者の氏名

公開募集が譲渡する募集品等の種類及び生産のための業務の種目に関する法律（令和5年法律第4号）第18条第2項の規定に基づき、下記のとおり申請いたします。

記

1 変更事項

品出事項	変更日	変更理由	変更年月日	備考

2 変更の理由

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。
- 2 「変更事項」の「品出事項」の欄には、変更する指定公開募集又は募集以外の「名称」、「住所」又は公開募集又は募集以外の方法による募集を行う「事務所」の所在地を各記載する。

様式第二十九（第19条第1項関係）

様式第二十九（第19条第1項関係）

公開募集又は募集以外の方法による募集申請書

年 月 日

申請人氏 名

住 所
名 称
代表者の氏名

公開募集又は募集以外の方法による募集が譲渡する募集品等の種類及び生産のための業務の種目に関する法律（令和5年法律第4号）第17条第2項の規定に基づき、下記のとおり申請いたします。

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。
- 2 公開募集又は募集以外の方法による募集に関する法律（令和5年法律第4号）第17条第2項の規定に基づき、下記のとおり申請いたします。

様式第三十（第19条第2項関係）

様式第三十（第19条第2項関係）

公開募集又は募集以外の方法による募集申請書

年 月 日

申請人氏 名

住 所
名 称
代表者の氏名

公開募集又は募集以外の方法による募集が譲渡する募集品等の種類及び生産のための業務の種目に関する法律（令和5年法律第4号）第17条第2項の規定に基づき、下記のとおり申請いたします。

記

1 変更の内容

2 変更予定年月日

3 変更の理由

備考

- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。

添付書類目録

添付書類

1	変更する規定の新旧対照表
2	変更後の定款・株主総会決議
3	変更に関する意思の決定を受けた書類

様式第三十一（第21条第1項関係）

様式第三十一（第21条第1項関係）

指定取締役又は指定人等兼任等認可申請書

年 月 日

申請人 氏 名

住所
代表者の氏名

事業計画書及び定款・定章の認可を受けた日から、取締役が職務を行う期間満了の
期又は定款の定めによる任期の満了に届くまで（令和5年法律第54号）第19条第
1項の規定に基づき、引継ぎと併せて申請します。

備考
印刷の大きさは、日本縦書き用紙A4とします。

添付書類目録

添付書類

1	事業計画書
2	定款・定章

様式第三十二（第21条第2項関係）

様式第三十二（第21条第2項関係）

指定取締役又は指定人等兼任等認可申請書

年 月 日

申請人 氏 名

住所
代表者の氏名

事業計画書（定款・定章）について変更の認可を受けた日から、取締役が職務を行う
期間満了の期又は定款の定めによる任期の満了に届くまで（令和5年法律第54号）
第19条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

- 1 変更事項
- 2 変更内容
- 3 変更理由

備考
1 印刷の大きさは、日本縦書き用紙A4とします。
2 変更後の事業計画書及び定款・定章を添付する。

様式第三十七（第29条第2項関係）

施設委託管理業務規程変更認可申請書

年 月 日

申請人氏 名

住 所
名 称
代表者の氏名

施設委託管理業務規程について変更の認可を受けたので、関係者が課する諸
報告等の期限及び内容等の基礎が変更に関する法律（令和3年法律第34号）第
30条第2項の規定に基き、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更予定年月日
- 3 変更の理由

備考

期日の次は、日本標準時A4とする。

添付書類目録

添付書類

1	変更する施設の新旧目録表
2	変更後の施設委託管理業務規程
3	変更に関する意思の決定を証する書類

様式第三十八（第33条関係）

施設委託管理業務監督命令書

年 月 日

（施設委託管理者） 氏 名

所属施設

関係者が課する諸報告等の期限及び内容等の基礎が変更に関する法律（令
和3年法律第34号）第30条第4項の規定に基き、下記のとおり命令します。

記

- 1 監督命令の内容
- 2 監督命令の理由

備考

この部分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成24年法律第66号）の規定によ
り、この部分の決定を不服の目的として提起してその効力を失効し、不服提起に対して審査
請求をするときは、この部分の決定が、処分があったことを効力として認められず、争訟的
であっても、処分の日付が起算して1年を経過した場合は、正当な理由がない限り、審
査請求することはできません。

また、この部分に対して不服し、名称変更を提起する場合は、行政手続法（昭和37
年法律第30号）の規定により、この部分の決定を不服の目的として提起してその効
力を失効し、提起後として、処分が効力を生ずるまで提起する上は、提起の決定
を不服の目的として提起してその効力を失効して、処分の日付が起算して1年を
経過した場合は、正当な理由がない限り、処分が効力を生ずることになりません。

備考

期日の次は、日本標準時A4とする。

様式第三十九（第34条第1項関係）

受託指定設備品製造施設等における検査品の製造等承認申請書

年 月 日

申請人氏 名

住 所
名 称
代表者の氏名

受託指定設備品製造施設等における検査品の製造等について承認を受けたので、
関係者が課する諸報告等の期限及び内容等の基礎が変更に関する法律（令
和3年法律第34号）第34条第1項の規定に基き、下記のとおり
申請します。

記

- 1 製造等を行うとする検査品
- 2 検査品の製造等に必要な受託指定設備品製造施設等の範囲
- 3 検査品の製造等の方法

（注）図などを用いて説明しなくてはならない。

- 4 検査品の製造等を行う期間の始期及び終期

備考

期日の次は、日本標準時A4とする。

様式第四十（第34条第2項関係）

様式第四十（第34条第2項関係）

受託指定製品製造施設等における結晶品の製造等承認通知書

番号
年月日

（受託委託管理者） 殿

防衛大臣

年月日付で行った承認のあった受託指定製品製造施設等における結晶品の製造等について、これを承認し、ましますの通知とします。

（備考）
期日の大小は、日本標準時を4とします。

様式第四十一（第34条第3項関係）

様式第四十一（第34条第3項関係）

受託指定製品製造施設等における結晶品の製造等不承認通知書

番号
年月日

（受託委託管理者） 殿

防衛大臣

年月日付で行った承認のあった受託指定製品製造施設等における結晶品の製造等については、下記の理由により承認しないものとしましたので通知とします。

不承認の理由

（備考）
この部分付して不承認あるときは、自衛隊等承認法（平成24年法律第68号）の規定によ
り、この部分の承認のあったこと及びその理由が記載してこの通知に、製造施設に対して審査
結果を通知することになります。この通知は、製造施設が承認のあったこと及びその理由が記載してこの通知
のあったこと、製造施設の製造計画が記載して1年を過ぎた製造計画は、正当な理由がない限り、審
査結果を通知することになります。

また、この部分付して不承認した理由を要求する製造施設等（製造計画、付随事項承認書）に提出した
承認申請書（第34条第3項）の承認申請書、この通知は、承認のあったこと及びその理由が記載してこの通知
のあったこと、製造施設の製造計画が記載して1年を過ぎた製造計画は、正当な理由がない限り、審
査結果を通知することになります。

（備考）
期日の大小は、日本標準時を4とします。

様式第四十二（第35条関係）

様式第四十二（第35条関係）

（表）

年月日	行方	号	年月日	行方
欄名	氏名	氏名	氏名	氏名

防衛大臣が調査する製造施設等（製造計画）の
製造計画に関する法律（平成24年法律第68号）
第34条第3項の規定による受託承認

防衛大臣 殿

（裏）

防衛大臣が調査する製造施設等（製造計画）の製造計画に関する法律
（平成24年法律第68号）第34条第3項の規定による受託承認の通知書
（製造計画）
1. 製造計画に関する法律（平成24年法律第68号）第34条第3項の規定による受託承認の通知書
2. 製造計画に関する法律（平成24年法律第68号）第34条第3項の規定による受託承認の通知書
3. 製造計画に関する法律（平成24年法律第68号）第34条第3項の規定による受託承認の通知書

（備考）
1. 製造計画に関する法律（平成24年法律第68号）第34条第3項の規定による受託承認の通知書
2. 製造計画に関する法律（平成24年法律第68号）第34条第3項の規定による受託承認の通知書
3. 製造計画に関する法律（平成24年法律第68号）第34条第3項の規定による受託承認の通知書

（備考）
1. 製造計画に関する法律（平成24年法律第68号）第34条第3項の規定による受託承認の通知書
2. 製造計画に関する法律（平成24年法律第68号）第34条第3項の規定による受託承認の通知書
3. 製造計画に関する法律（平成24年法律第68号）第34条第3項の規定による受託承認の通知書

（備考） 期日の大小は、日本標準時を4とします。